

社労士



ふくしま



左：ウルトラの父モニュメント、右：須賀川市新庁舎
撮影：熊谷輝明会員（郡山支部）

■ 新年のあいさつ

■ 研修会

■ 情報・一番

- 厚生労働大臣表彰、社労士制度創設55周年記念連合会会長表彰
- 支部紹介「いわき支部」



福島県社会保険労務士会

社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやしくも信義にもとる行為をしてはならない。

5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後も守秘の責任をもたなければならない。

*** CONTENTS ***

会長あいさつ.....	3	情報・一番.....	19
新年のあいさつ.....	5	・厚生労働大臣表彰、社労士制度創設55周年記念連合会会長表彰	
研修会.....	9	・支部紹介「いわき支部」	
セミナー.....	15	新入会員紹介.....	25
リレー随想.....	18	支部だより.....	27
		会員異動状況.....	32
		編集後記.....	33

表紙の説明

須賀川市新庁舎・ウルトラの父

須賀川市はウルトラマンの生みの親で“特撮の神様”と称される円谷英二監督の出身地で、「M78星雲 光の国」と姉妹都市提携をしています。東日本大震災で被災して長らく使用不能となり、建て替え工事が進められていた市庁舎が完成し、広場にはウルトラの父モニュメントが設置されました。市内の様々な場所で、ウルトラヒーローや怪獣たちに出会うことができます。





会長あいさつ

福島県社会保険労務士会

会長 吉田昌樹

◆はじめに

立春が過ぎ、すっかり春らしい日差しが感じられるこの頃となりました。この勢いですと桜の開花も早まりそうです。

さて、年が明けた元日夕刻に、北陸の能登半島で震度7の大地震が発生し、石川県を中心に各地でたくさんの大きな被害が出ました。ここに謹んで犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被害に遭われたすべての方々へお見舞いを申し上げます。一日も早く震災前の日常生活が取り戻せることを願ってやみません。

さて、県会事業のほうは、昨年6月の新体制発足以降、試行錯誤しながらも、役員や会員皆さまそして関係機関等、多くの方々のお借りしながら、なんとか少しずつ進めてまいりました。会を代表して御礼申し上げますとともに、本年も引き続きどうぞよろしくお願い致します。

◆「もしも」の備えについて

当県では、東日本大震災・原発事故の後、台風や地震など幾度となく試練を経験してきました。また昨年6月には、社労士向け業務支援会社がサイバー攻撃を受け、多くの会員事務所において通常業務に支障をきたしたのは、記憶に新しいところです。そして年明けに能登半島地震がおきました。本誌では最初に、私たち社労士業界にとって起こり得るリスク（もしも）への備えについて考えたいと思います。

(1) IT-BCPの重要性

これまでは、自然災害対策を中心としたBCP（事業継続計画）が論ぜられていました。これは、自然災害によって電気や水道等（ライフライン）、そして、道路や交通機関、情報通信ネットワーク等（インフラ）が途絶えた場合の対応の計画を指しています。

しかし近年では、ITに関するBCP（IT-BCP）が重視されるようになってきました。私たち社労士事務所でもデジタルトランスフォー

メーション（DX）が急速に進み、個人情報情報はネットワークを利用してコンピュータで管理しています。一方、情報の窃取や業務妨害を意図したサイバー攻撃は、年々巧妙化・悪質化し、サイバー攻撃を受けていることすら気づかず、知らない間に取引先の機密情報や個人情報が抜き取られた、という報道もありました。

そんな、「もしも」の備えとして、自分の事務所における不測の事態やその被害を予め想定し、万が一被害に遭遇しても、慌てず、合理的に対応できる体制としておくことが、早期回復と被害の最小化につながります。どうか会員各位におかれましては、IT-BCPの重要性・必要性を理解され、平常時から顧問先企業とも問題意識を共有する等で、非常時に対応できるよう準備しておきたいものです。

(2) SRPⅡと賠償保険

情報セキュリティの向上は、自身の社労士事務所を守るだけでなく、私たちの事業活動に関わるあらゆるサプライチェーン等関係者との信頼を築くうえで、欠かせない重要なものです。デジタル社会の現代において、情報システムの停止は私たちの事業活動に甚大な影響を及ぼしますので、まずは停止に至らせない対策を、そして、万が一停止してもこの被害を最小化し、いかに速く業務を復旧できるかが肝要です。

SRPⅡ認証制度（社労士版Pマーク）は、情報セキュリティに対応した安全管理措置を講じている社労士事務所であることにお墨付きを与える制度です。まだ申請が済んでない会員事務所におかれましては、どうかこの機会に個人情報保護体制をきっちりと整え、本制度による認証を得ることで、しっかりと社会にPRすると同時に、差別化にも寄与するはずで。当会では認証済みの会員がまだまだ

少ない現状ですので、各位の積極的な申請を切にお願いします。

また、情報が漏洩しない万全な体制構築が何より重要ですが、万が一情報が漏洩してもお客様にご迷惑をかけないよう、社労士賠償責任保険の付保はもちろんのこと、サイバーリスク保険も特約で付保されることをお勧めします。

(3) 相互扶助規程、他

会員が傷病等による不測の事態がおこった場合の対応を規定した「相互扶助規程」について、より使い勝手の良い内容となるよう、現在改定作業を進めています。改定されましたらぜひご確認ください。また、会員1名の個人事務所におきましては、事業継承や法人化について、平常時から真剣に向き合う必要があるかもしれません。この機会に考えてみてはいかがでしょうか。

◆ビジネスと人権 (BHR) について

小見出しから少しそれますが、最近の報道に接して思うことは、昔だったらタブーとして報道されなかった案件が、現代では週刊誌やSNS等で大きな話題となり、マスコミが後追的に報道せざるを得ない状況となっていることです。最近では某芸能事務所や某劇団の問題も大きな事件に発展しました。外国人技能実習制度の見直しも、端緒は人権問題からといわれています。被害者の人権を大きく損なう行為にアンタッチャブルはなく、世間は絶対に許さない、という大きな流れとなっていることを、私たちは理解しなければなりません。

私たち社労士の業務に「ビジネスと人権」は関係ない、と思われている方が少なくないかも知れませんが、そんなことはありません。皆さんがご存知のSDGs（持続可能な開発目標）の17の開発目標のうち、実は14が人権に関する目標となっており、「ビジネスと人権」はSDGsのメインストリームといえます。また、政府調達においても人権を尊重する企業を優遇する仕組みの導入も決まっています。

そのようなことから、「ビジネスと人権」が企業のサステナビリティ（生き残り）を決める時代になってきたわけです。若い世代ほど、価格の安さではなく、人権意識の高い企業の商品や

サービスに乗り換える傾向が強く、企業イメージの向上や売上の拡大につながっているようです。

一方、これと関連する「人権DD」（デューデリジェンス）ですが、企業の買収・合併（M&A）時や投資先の選択の際にもDDは行われており、DDとは事前にその会社の価値やリスクについて調査・監査することをさしています。ですから人権DDとは、企業の人権にかかわる事項について調査・監査することです。調査・監査については、私たち県会が平成22年から、委員会を設置して取り組んできた労務監査業務において経験値があり、ハラスメントやCSR等も人権と密接につながっていることもあり、この労務監査の経験は「人権DD」に大いに生かせるものと自負しています。

企業の人権尊重経営は、特別な対応というのではなく、「人を大切にすること」が基本であり、社労士会（連合会）が掲げる『人を大切にすること』づくりから「人を大切にすること」の実現へ』にまっすぐ通じるものです。私たち社労士が、「ビジネスと人権」に取り組む企業を支援することで、企業が社会的責任を果たしつつ企業価値を高め、ひいてはビジネスが継続的に発展することにつながります。このことは同時に、私たち社労士としても大きなビジネスチャンスにつながるものと捉え、果敢に取り組んでいかなければなりません。会員皆さまのご理解とご協力を仰ぎながら、全社連と連携して大きく育てていきたいと思えます。

◆おわりに

現在、令和6年度の事業計画案を策定しているところです。これまでの間、先輩たる歴代役員皆さま方のリーダーシップに導かれ、いろいろな新規事業を始め現在に至っておりますこと、あらためて感謝申し上げます。

計画の策定にあたっては、長年にわたる多種多様の事業の個々について、実施の効果と、限られたマンパワーの中での事務量等との均衡も検証したいと思います。検証の結果として、見直す必要があれば見直し、単年度収支の健全化を念頭にスリム化が図ることができないか、理事会で検討しています。今後とも会員皆さまのご理解とご協力をお願い致します。



新年のご挨拶

福島労働局

局長 井口 真嘉

新年を迎え、皆さまのご健勝とご繁栄を心よりお祝い申し上げます。

福島県社会保険労務士会、並びに会員の皆さまには、日頃から労働行政の推進に多大なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

3年あまり続いたコロナ禍をようやく乗り越え、ポストコロナ時代に入り、昨今の物価上昇や原材料価格の高騰などによって、労働環境を取り巻く情勢は時々刻々と変化しております。

こうした情勢の中、昨年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」においては、「三位一体の労働市場改革」として、リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化の3つを柱とする新しい改革の方向性が示されました。また昨年11月には、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、持続的な賃上げや人口減少対策が盛り込まれるなど、今まさに労働行政は政府の重要事項となっております。

福島労働局といたしましては、抜本的な強化が図られた「人への投資」施策パッケージを活用し、人材開発支援助成金による企業におけるデジタル人材等の育成を推進するとともに、産業雇用安定助成金による在籍型出向を活用したスキルアップ支援などにより成長分野への円滑な労働移動が可能となるよう支援してまいります。また、最低賃金は、900円と前年から42円の大幅な引き上げとなりました。そのため、事業場内で最も低い賃金を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用の一部を助成する業務改善助成金による事業主への支援の徹底を図ってまいります。加えて、人手不足への対応が急務となる中、短時間労働者の方々が「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境づくりに向け、キャリアアップ助成金における社会保険適用時処遇改善コースの新設、正社員化コースの拡充、あるいは企業の配偶者手当

の見直し促進など、関連施策について積極的な周知広報や活用促進に取り組んでまいります。

福島県社会保険労務士会の会員の皆さまにおかれましては、こうした様々な助成金等をはじめとした各種手続きにおいて、中小企業事業者等の相談支援にご協力いただいておりますことに心から感謝申し上げます。

また、平成31年4月から働き方改革関連法による改正法が順次施行され、今年4月からは、建設業、自動車運転者、医師の業務等にも時間外労働の上限規制が適用されます。働き方改革の取組が進む中で、適用開始に向け、労務管理に関する様々なご質問やご相談が事業主の方などから寄せられております。

こうした中、貴会と当局の間におきましては、福島県内の魅力ある職場づくりと人を大切にする企業づくりを推進するため、新生ふくしま「人を大切にする企業づくり」「魅力ある職場づくり」推進連携協定が締結されております。また、福島働き方改革推進支援センターを設置し、中小企業事業者等からのご相談への対応や県内各地域でのセミナー開催による法令・制度の周知など、その役割はますます大きくなってまいります。

今後も、相互に連携を図りながら、女性活躍の推進、仕事と家庭の両立支援、並びに公正な待遇の確保等、ともに福島県の魅力ある職場づくりを進めてまいりたいと考えております。

本年も福島労働局は、県民の皆さまの行政ニーズをしっかりと把握し、労働基準、職業安定、雇用環境・均等、人材開発の各分野を有機的に連携させ、全力で効果的な対策を講じてまいります。皆さまには、引き続き、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、令和6年が皆さまにとって幸多き明るい笑顔の一年となりますことを心より祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

日本年金機構 東北福島年金事務所
所長 船木 豊史

新年を迎え、謹んでご挨拶を申し上げます。

日頃より、福島県社会保険労務士会様並びに会員の皆様には、日本年金機構の事業運営に、格別なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、年金相談センター、年金事務所における年金相談窓口等の運營業務委託による年金相談対応につきましても、多大なるご支援とご協力を賜り、心より感謝を申し上げます。

はじめに、令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様には、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧と皆様のご健康を心からお祈り申し上げます。

国民年金及び厚生年金保険業務につきましては、被災された皆様の状況に十分配慮しながら、より慎重な対応を行って参ります。

次に、猛威を振るった新型コロナウイルス感染症も昨年より5類に移行するなど、少しずつ社会全体がコロナ禍前の状態を取り戻して参りました。

そのような中、当機構も設立から今年で15年目を迎えることとなりました。

令和6年の始まりにあたり、あらたな組織目標を、「更なる高みへの挑戦」と定め、信頼され続ける組織であるために、引き続き基幹業務の着実な推進、デジタル化への積極的な対応、全

チャンネルを連動させた効果的・効率的なサービスの構築、そして、安定的な現場の運営を支える組織・職場づくりに、組織一丸となって取り組んで参る所存でございますので、本年も変わらぬご支援・ご協力をお願い申し上げます。

当機構は、年金制度を実務として運営する執行機関であります。取り扱っている年金制度の規模は、被保険者数約6千8百万人、年金受給者数は約4千万人であり、徴収している社会保険料の金額は年間約38兆円、年間にお支払いしている年金額は53兆円を超え、これは我が国の名目GDPの1割となります。

また、高齢者世帯の平均所得の約6割が年金であり、高齢者にとって年金は、生活を支える大切な収入源であり、重要な社会インフラとなっております。

このような年金制度を適正かつ安定的に運営し、社会保険事業を推進していくためには、加入する全ての方々の制度へのご理解が極めて重要でございます。

本年も引き続き、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、福島県社会保険労務士会様並びに会員の皆様の今後益々のご活躍と、ご健勝をご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

全国健康保険協会福島支部（協会けんぽ）

支部長 遠藤 隆 男

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

福島県社会保険労務士会ならびに会員の皆さまには、日頃より協会けんぽにおける各種事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

協会けんぽは設立16年目を迎えましたが、加入者の皆さまの健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療を享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆さまの利益の実現を図ることを基本使命とし、病気の予防、健康の維持・増進に向けた各種事業に取り組んでおります。

令和5年9月時点の福島支部の加入事業所は約3万8千、加入者は約63万人を数え、県内最大の保険者となっております。

また、協会と加入者の皆さまとをつなぐ役割を担っていただいている健康保険委員の委嘱者数は令和6年1月時点で約5千人を数え、健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者のカバー率は、全体の52.5%となりました。

さて、従業員の健康を重要な経営資源と捉え、健康増進に向け積極的に取り組む「健康経営」の考え方にに基づき、平成27年からスタートした「健康事業所宣言」のエントリー事業所数は、令和6年1月時点で2,008社となり、多くの事業所にご参加いただいております。福島県と共催で実施している「ふくしま健康経営優良事業所」

認定制度においては、今年度は福島支部加入の事業所226社が認定を受け、そのうち特に取組みが顕著な3社が表彰されました。

保健事業につきましては、今年度から生活習慣病予防健診の自己負担額を軽減し受診の促進を図っておりますが、来年度は付加健診の対象年齢を現在の2回（40歳、50歳）から40歳以降70歳まで5歳刻みで合計7回に拡大するなど、さらなる保健事業の充実に取り組んでまいります。

また、昨年12月2日からの実施が決定した、マイナンバーカードと健康保険証の一体化について、国が行っている「マイナ保険証、一度使ってみませんか」キャンペーンに協力し、利用促進に向けた広報活動にも努めてまいります。

これらに加え、各種申請書の新様式でのご提出や保険証回収、被扶養者資格再確認、申請書の郵送化など、弊協会事業の推進に関しましては、事業主・加入者の皆さまの良き相談役であり、社会保険実務の専門家である皆さまのお力添えが何より大事と考えておりますので、引き続きご指導とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、福島県社会保険労務士会の今後益々のご発展と、会員の皆さまのご繁栄とご健勝を祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。



新年挨拶

全国社会保険労務士会連合会

会長 大野 実

吉田会長はじめ福島県社会保険労務士会の会員の皆様におかれましては、健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、平素から連合会の事業にご理解、ご協力をいただいておりますことに心より御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが第5類に移行し、経済活動が回復に向かう一方、世界各地での武力衝突などの影響を受け、世界経済が安定を欠く中、政府は、日本経済の新たなステージに向け、物価高から国民を守り、構造的な賃上げを実現するとともに、国内投資を促進していくための総合的な経済政策を策定・実行し「新しい資本主義」の実現に向けた取組みをさらに加速することとしています。

我々社労士にとって、昨年は、社労士制度創設55周年という節目の年でした。改めて社労士制度の原点に立ち返り、社労士業務を通じて、「人を大切にする企業」づくりを支援し、「人を大切にする社会」の実現を目指していくというコーポレートメッセージに掲げた思いを新たにいたしました。2024年は、次の節目に向けて、会員の皆様と新たにスタートを切る一年にしたいと考えております。

いよいよ本年4月1日より、医師、建設業、自動車運転業への時間外労働の上限規制適用が

開始されます。我々社労士は、労務管理の専門家として、働く人の全てが働きがいを持ち、いきいきと働くことができるよう、経営者に寄り添い、適正な職場環境づくりを支援しなければなりません。

また、近年の人工知能（AI）やロボット技術の進化により、労働環境が劇的に変化する中で、企業においては、生産性の向上を目指す一方、新たに生じるコンプライアンスやリスクマネジメントの問題についても対応が求められます。我々社労士は、こうした経営者の皆様から寄せられる相談に応じ、その取組みを支援しなくてはなりません。

連合会では、これらの新たな課題について会員の皆様の活動を支援するため取組みをはじめ、研修や広報、社会貢献に関する取組みなど、一つ一つ確実に実行してまいります。

さらに、国民の負託に応え、更なる社会的地位の向上を図るため、使命規定の創設をはじめとする社労士法の改正について、全国社会保険労務士政治連盟と連携して実現してまいります。

結びに、会員の皆様におかれましては、引き続き連合会の事業にご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、本年が皆様にとって実り多き一年になりますことを祈念申し上げ、ご挨拶といたします。



第1回研修会を受講して

鈴木 聡 美 (郡山支部)

令和5年9月28日に開催されました、第一回研修会(郡山市ビッグパレットふくしま)を受講いたしました。昨年まで遠方開催の研修はライブ配信を受講していたのですが、『折角だから直接会場受講しよう』と思い立ち、今回は初めて会場で受講させていただきました。

【第一部】は、愛知県会より平野謙吾先生をお招きいたしまして、『社労士事務所のDXと顧客開拓』とのテーマでご講義いただきました。平野先生は事務所移転を機に、自事務所フリーアドレス化や在宅勤務導入などいち早く取り入れDX化推進してきたとのこと。今回の研修ではこれらを活用した関与先企業への提案、また「顧客デジタル化支援」の形で顧客開拓取り組んでいる事例や「ワーケーション」など今後の働き方の可能性について伺うことができました。働き方も多様化が進んでいる昨今、その可能性はまだ計り知れないものがあると感じた次第です。

【必須聴講】は業務委員長の菊地紀男先生より「職業倫理について」をご講義いただきました。こちらでは「助成金不正受給手続き等の違法行為」が印象に残りました。特に新型コロナウイルス感染症以降、社労士への助成金に関する業務依頼は増加している傾向にあります。これに伴い懲戒処分の件数も増加傾向にはありますが、今回はその状況について事例とともに説明がなされました。「お金をもらうこと」のみが助成金の目的ではなく、目的はあくまで就業環境改善・整備に向けた取り組み、助成金はその結果に対し支給されるものであること、関与先企業

に展開する際は事業主と目的や方針について十分話し合い、理解を深めながら二人三脚で取り組むことが肝要であると感じました。

【第二部】では、弁護士の向井蘭先生(杜若経営法律事務所)にご登壇いただきました。研修テーマは『運送業オール歩合給制について』。2024年問題を控えた運送業の賃金制度についてはオール歩合給制とすることで同一労働同一賃金制度にも十分対応できる旨の内容でした。『歩合給』と聞くと経験少ない私は腰が引けてしまうのですが、研修ではその賃金計算例やメリット、制度移行の流れ、規程や書式例などとても分かりやすくご説明いただけました。なお個人的には、本筋のお話から少し逸れた中国製造業の労使関係の話題がとても面白かったです。この辺りはお国柄や民族性が大きく出るんだなあ〜、と、とても興味深く伺った次第です。私は郡山支部第一回研修と今回の研修で運送業のお話が伺えたのですが、やはり運送業の労務管理は今後ますますハードルが高くなる感じました。が、それとともに労務管理の専門家たる社労士のニーズがますます増えてくるだろうとも思った次第です。

今回の研修会を受講いたしまして、今後ますます複雑化する人事労務分野について更なる研鑽が必要だとあらためて実感した次第です。このような有意義な研修会を開催いただきましたことに感謝申し上げます。ありがとうございます。

新入会員研修会

令和5年10月10日、11日にコラッセふくしまにおいて14名が参加し「新入会員研修会」を開催しました。

【1日目】 社労士制度の概要、社労士会について	講師：会長	吉田 昌樹
実務研修 労働基準監督署編	講師：理事・業務委員	渡部 翔太
実務研修 ～労災保険給付申請～	講師：業務担当副会長	真船 あい
実務研修 ハローワーク編	講師：理事・業務副委員長	一條 雅敏
労働保険事務組合について	講師：理事・業務副委員長	一條 雅敏
社会保険労務士の職業倫理について	講師：理事・業務委員長	菊地 紀男
グループディスカッション		
【2日目】 IT活用を含めた社労士業務、税金について	講師：副会長・業務委員	鈴木慎太郎
政治連盟について	講師：福島県社会保険労務士政治連盟会長	鈴木慎太郎
実務研修 年金事務所編	講師：理事・業務委員	二瓶 優子



後列左から：富永陽、田村耕一、阿部佳男、須田浩之、三浦篤史、齋藤譲一、本田太郎、遠藤宏文
前列左から：由利亜佐子、吉田恵美、神田広美、小林祝子、宍戸ゆかり、齊藤和代

***** 新入会員研修会参加者の感想 *****

富永 陽 (郡山支部)

本研修では、日頃ご活躍されている社労士先生方が講師となり、実体験や実務実態を踏まえて基本業務に生きるポイントを押さえながらのご指導を頂きました。各種法令の基本的な考え方や担当行政についての理解は勿論のこと、特に手続きについては、具体的事例から実際に書類作成をすることで、より理解が深めることができました。また、事務所運営に関するご質問にも率直にお答え頂き、改めて、自身のこれか

らの仕事を考える良いきっかけにもなったと実感しています。

由利亜佐子 (郡山支部)

今回、開業して2年半で、ようやく新入会員向けの研修会に参加することができましたが、実務に即し、実例を示しながらの講義で、とても参考になりました。実際に自分が行っている業務の確認にもなりました。

また、講師の先生方も、最初は自信もないところから始められたことを率直に話してくださ

り、悩みながら実績を重ねて今があるということをお伺いすることができて、励みになりました。参加することができてよかったです。ありがとうございました。

田村 耕一 (いわき支部)

今回の新入会員研修では、社会保険労務士制度の概要から幅広い実務に関して学ぶことができました。とくに諸先輩方の過去の様々な経験や苦労話等のお話を聞くことができ、大変貴重な研修となりました。また、懇親会では、他支部の受講者と意見交換や開業から現況までの話など大変参考になりました。今後は、新入会員研修で学んだことや、他受講者との意見交換で吸収したことを活かし、社会保険労務士としてのスキルを高め、業務に取り組んでいきたいと思っています。

吉田 恵美 (郡山支部)

この度の新入会員研修会では、ディスカッション等を通して、諸先輩方の今までの経験や知識、顧問先との付き合い方など様々なお話を伺うことができ、とても有意義な時間となりました。また、共に研修に参加した新入会員の方と交流する中で、自分の強みや、これからどのような社会保険労務士になりたいかということについて改めて考える機会となりました。これから様々な経験を積み、社会保険労務士として貢献していきたいと思っています。

阿部 佳男 (郡山支部)

去る、10月10日、11日の二日間に亘り一丁目一番地研修会に参加しました。61歳経過後の登録入会故、とても新鮮に感じた次第です。今回は社労士制度の概要から実務研修、そして先輩方との質疑応答など多岐にわたり学ぶことがで

きました。特に、実務に関する先輩方からのアドバイスは、今後の事務所経営の羅針盤になるものと考えております。今後は困っている企業や人に対して支援できる社労士を目指し日々精進して参りたいと思います。

須田 浩之 (郡山支部)

2023年9月1日付でその他登録をした、須田浩之と申します。今回、新入会員研修会を受講して一番考えさせられたのは「社労士としての“自分の軸”を持っているか」ということです。将来的には開業を考えております。営業や実務、社会奉仕活動など、何をするうえでも、この“自分の軸”が幹になる部分だと思います。これからの人生、社会保険労務士という役割を持って私は何を成していきたいのか、自分と向き合っていきます。初心を忘れず、これから邁進する所存です。

神田 広美 (郡山支部)

登録から3年。ようやく新入会員研修に参加した。感想を一言で述べると「楽しかった」であり、また、一番印象に残ったのは「齊藤先生の労災の略図(上手すぎる)」である。

社労士会は、男女問わず気さくで親切なうえに優しい。女性も多いので居心地が良い。保有するもう一つの資格の世界とはだいぶ違う環境で、目から鱗の二日間だった。研修内容を今後の業務に活かしていきたい。(なお、税務申告、インボイス・電帳法対応のご用命は、是非とも神田広美税理士事務所まで。)

齋藤 譲一 (福島支部)

10月から社労士として本格的な活動を始めた私にとって、この時期の研修は決意を新たにす絶好の機会となりました。経験を踏まえポイ

ントを押さえた研修を受け、学ぶことの多さを感じるとともに、またその多さにいささか不安になったことも否めません。経験を積み一日も早く信頼される社労士になるよう精進して参ります。品位の保持、信用失墜の禁止、研修を受ける義務を常に念頭に置き業務に取り組む所存です。

小林 祝子 (福島支部)

私が会員登録し開業したのは令和5年元旦です。縁起が良いとの思いで、何もわからないまま何も考えずに始めました。故に今回の新入会員研修会は私にとって大変有難かったです。内容も実務に則しており、お忙しい中先輩社労士の講和を聞け大変有意義な時間となりました。また、グループディスカッションでは年齢も職歴もばらばらだった者がこれから同じ方向に向かって行くという連帯感が芽生えた感じがしました。欲を云えば私の場合は少し早い時期に開催して欲しかったです。

本田 太郎 (福島支部)

実務経験のない私にとって、本研修会はとても有意義でした。その理由は以下の3点です。1点目は実務スキルの習得です。試験勉強の内容と実務は全く違うことを改めて実感しました。2点目は先輩方の体験談です。受講者が気になっている「社労士のリアル」について、数々のエピソードをご紹介いただきました。3点目は社労士が担う社会的役割の再認識です。これまで漠然と抱いていた社労士業務へのイメージについて、座学や実習、交流を通じて具体化することができました。

宍戸ゆかり (福島支部)

お忙しい中、私共の為に『安心安全な学びの

場』をご用意下さった先生方のお骨折りに感謝いたしております。実務を離れているため、各種手続き関係の講義が大変参考になりました。開業登録したものの不安ばかりが先立ち、何も始められずにおりましたが、先生方のお話を伺い「誰にでも初めてがあること」「始めなければ何も始まらないこと」に改めて気づくことができました。これからは「まずはやってみる」の精神で、出会いを大切にチャレンジしてまいりたいと存じます。

遠藤 宏文 (郡山支部)

講義では、講師の先生方の経験談を交えた生の声が聞ける貴重な時間でした。また、懇親会の時に言われたある言葉がとても心に響きました。それは「今後、雑務や役職等の声が掛けられるようになると思う。その際には是非引き受けてほしい。そうすることにより人との繋がりができ、結果的に事務所の経営安定や自身の成長になるよ」というものです。私もいつか後輩にかっこよく言える日が来ることを信じ、自己研鑽していきたいと感じられる研修会でした。

齊藤 和代 (会津支部)

私が一番印象に残っているのはグループディスカッションです。新入会員からの率直な質問に対して先輩は包み隠さず自身の体験について話して下さいました。途中質問が途切れず、話し合いの時間が足りないくらいでした。また研修会の内容は、普段自分が行っている実務を改めて見直すきっかけとなり、今後の業務に役立てたいと思います。研修会終了後の懇親会では先輩から色々な話しが聞けて、改めて社労士としての仕事の魅力を知ることができて本当に良かったです。



総合相談所第1回研修会（10月24日）を受講して

佐藤 龍 樹 (福島支部)

令和5年10月24日、総合相談所主催の研修会がありました。テーマは「障害年金」と「法改正」。どちらも我々社労士として身近であり、常に知識をアップデートしていく必要があると感じていたため早い段階で受講を申し込みました。

第1講座のテーマは「就労と障害年金 ～大丈夫です 働けます～」でYORISOU社会保険労務士法人の社会保険労務士 松山純子先生が講師を務められました。テーマのタイトルから分かるように相談者の多くは、「働いていたら障害年金はもらえないんじゃないか?」と思いついでいるケースが多いと私自身も感じています。まずは、その誤解を解いて、そして丁寧なヒヤリングから始める必要があるということにあらためて気付かされました。また、具体的ケースを題材として社労士としていかにサポートすれば障害年金が受給できるかという事案も学びました。やはり相談者と信頼関係の下、丁寧なヒヤリングを行い、その上で要件を満たすには（今回は初診日要件）どう論理的に筋道を組立て、説得力を持たすのか、という王道であり、またある意味テクニックを学びました。社労士として障害年金の受給もひとつのゴールですが、その後社労士として出来ることを考える、という「病気と仕事の両立支援」の大切さも学ぶことが出来ました。

第2講座は「近時の労働関係法令の改正について ～労働条件明示ルールの改正を中心に～」

で第一芙蓉法律事務所の弁護士 小鍛冶広道先生が講師を務められました。頻りに改正される労働関係諸法令について、我々社労士は常に知識をアップデートしていく必要があります。その意味で今回の講義は非常に有意義でありました。「2024年問題」と言われるように2024年は非常に多くの法改正があります。その中でも「労働条件明示ルール」は非常に大きな改正であります。特に今回の講義で勉強になったのは、法的には必要ではないが（マストではないが）就業規則にも記載があったほうが望ましいというお話でした。小鍛冶先生に限らず弁護士の先生方の講義を拝聴していつも思うことがあります。弁護士の先生だから法律中心、また裁判中心に物事を進めていくと思いがちなところがありましたが、決してそうではなく労働者の心情を思いやり、労使紛争になる前にどうすべきか考えて先を先を考えて行動することを心掛けている、という点です。今回の講義でもこういう場合は判例はこう、という結果論ではなく、争いになる前にまずは社労士がやるべきこと、できることを学ばせていただきました。

今回の講義を通じて、社労士として何が出来るか、何をやるべきか、単に法律を語るのではなく、相談者や事業主に寄り添って常に先を見据えて考えていく大事さを学ぶことが出来ました。今後も講義等を通じてより社労士としてより成長していきたいと思いました。



北海道・東北地域協議会 東北南部3県 労務管理研修会（11月22日）を受講して

宍戸 ゆかり（福島支部）

北海道・東北地域協議会 東北南部3県労務管理研修会が、令和5年11月22日、コラッセふくしまにて、大阪会所属の石原清美先生を講師にお迎えし、「運送業界における2024年問題【トラック運送業の時間外労働削減の実務】～法改正でどう変わる？現場対応の方法伝授します～」と題して、ハイブリット方式で開催されました。会場はもちろん、WEBを活用し、他県からも多くの方が参加されました。

石原清美先生は、長年運輸会社に勤務し、自ら運行管理者・衛生管理者として長距離配送業務に携わり、取締役部長を務めた経験をお持ちで、現在は運輸業に特化した社会保険労務士として活躍されており、関与先は運送業関係が100%ということで、運送業の現場で起きている2024年問題の今について、事例を交えながら詳しくお話し下さいました。

私は入会して初めての3県合同研修会への参加でしたので、いつも以上に緊張しておりましたが、終始和やかな雰囲気のもと、楽しく興味深く学ばせていただきました。

第1部では「トラック運送業とは？」と題して、2023年12月から義務化された「白ナンバーを含む社用車の運転者へのアルコールチェック」の内容を説明後、トラック運送業界の危機的な人材不足の現状と2024年4月以降の将来予想値から推察される更なる人手不足による世間全体の問題として、物が運べないことによる「モノ

不足」を指摘。

2024年問題が関連業界だけの問題ではなく、日本経済はもとより人々の日常生活全般に大きくそして長期にわたり関わる問題であることを改めて実感しました。

また、トラック運送業の労務管理の基本として、労働基準監督署と運輸支局が担う役割や罰則、行政処分の違いについてもご説明下さり、運送業界における車両停止、事業停止といった行政指導の重みをとというものを学ぶ大変貴重な機会となりました。

第2部では、2024年4月からの改善基準告示改正のポイントをご説明いただきました。拘束時間とは、労働時間+休憩時間=終業時間-始業時間であるとの説明がとても分かりやすく、私の中のモヤモヤを整理することができました。

また、改善基準告示に関わる相談事例をご紹介いただき、アルコールチェックに加え、毎日の体調管理や車両点検、鍵の管理、免許証の確認といった日々の積み重ねがどれほど大切か、改めて知ることができました。

2019年からの働き方改革は一旦集大成を迎える訳ですが、今後ますます労働環境は変化・変貌していくものと思われます。労使双方がより良い将来への展望が持てるお手伝いができるよう、これからも精進していきたいと思える大変有意義な研修会でした。



郡山支部研修会に参加して

舟橋 潤子 (郡山支部)

この度、令和5年12月22日(金)の郡山支部研修会・懇親会に初めて参加させて頂きましてありがとうございました。

研修会は岐阜会所属のウエルズ社会保険労務士事務所の社会保険労務士五十川(いかがわ)将史先生の「人材を引き寄せる求人票の書き方～社労士としてのハローワークを活用した採用支援とは～」講演でした。

求人票?と思いましたが、企業は、民間ウェブサイトに高いお金(最低で約数十万)を払って採用している、ハローワークは全て無料!生かさななんて勿体無いですよ!と。

実際の求人票、先生の会社の求人票をスクリーンに映し出しながら(ハローワークインターネットサービスの事業主の方→事業所登録で登録まで行かないでプレビューで止めておけばOKだそうです。目からウロコでした。)ご説明くださいました。

その他NGワード等をパワーワードに変換する方法もご教授頂き、大変参考になりました。

今後も積極的に研修会へ参加したいと思っております、ご指導ご鞭撻の程どうぞよろしくお願ひ致します。



令和5年12月1日「社労士会セミナー」を受講して

飯高 昌男 (いわき支部)

社労士の日(毎年12月2日)に合わせて、毎年度、社会保険労務士のPRを図る目的として「社労士会セミナー」(会場 ウィル福島アクティおろしまち コンベンションホールA)が開催されました。会場とZoomのオンラインによるハイブリット式の参加方法によって開催され、久しぶりの参加ということもあり、なんとなくの気分でリアル参加してみました。最近では、ハイブリット開催が主流となって、状況に応じて、リアルなのか、オンラインなのかを選択できるようになり、今までは距離的、時間的な問題で

参加しなかった参加者のハードルを下げたように思います。なお、社労士会セミナーの参加者は、リアルもオンラインも同数程度の参加者がいらっしゃるとのことでした。

さて、社労士会セミナーですが、総合相談所加藤和志副所長の司会のもと、総合相談所白岩裕和所長の開会、吉田昌樹会長挨拶で、スタートし、2部構成となります。

第1部のテーマは、今何かと物流業・建設業・



医療業の顧問先事業所より多くの問い合わせがあり、今までも県会研修会・支部研修会・自主勉強会等でも何度も取り上げられた「2024年問題」です。「まだ間に合う！

運送業、建設業における2024年問題の最終チェック」を福島働き方改革推進支援センターの相談員でもある田村耕一会員が講師となり、時間外労働の上限規制、36協定届の記載例、改正改善基準告示等を解説いただきました。建設業・運送業に分けて説明され、出席されておりました各事業所の担当の皆さまも分かりやすかったものと思われ

ます。
続いて第2部は、聖光学院高等学校野球部監督 斎藤智也氏を講師に「人材育成について」をテーマにお話しいただきました。新聞の県内情報、お悔やみ欄しか見ない、ネットTVしか見ない、そんな私でも存じ上げる全国高校野球選手権大会（夏の甲子園など）の福島県を代表する常勝チームの監督です。前日まで、新型コロナウイルス感染拡大の影響で2020年夏の全国高校野球選手権大会が中止となり、出場がかなわなかった元高校球児たちが集い、姫路市内の球場で交流戦が行われたそうで、中止となった大会への思いや、元部員との語りかけた内容やその他、選手権大会の県内予選のエピソードを紹

介され、「人間力」を大切に指導されている斎藤氏の話は、高校野球指導者としての話だけでなく、一企業として、様々な従業員を雇用する経営者に通じるものを感じました。また澁澤榮一氏や稲盛和夫氏、多くの経営者に影響を与えた「論語」の話をしをされ、最後に「孔子の涙」一説を読まれ、企業における人間関係や企業の社会的責任をあらためて考えさせられました。リアル会場参加者一同、斎藤智也氏の熱い熱い語り引き込まれてしまい、最後の時間一杯まで、あっという間の90分間でした。



熱いリアル会場のまま、総合相談所 二瓶優子副所長の閉会后、「社労士会セミナー」終了となりました。帰路、リアル会場の外は、めっちゃ寒かったです。

講師の先生には、たいへん多忙な中、良い機会をいただき感謝申し上げます。また、社労士会セミナー運営準備に携わった役員の皆さま、たいへんお疲れ様でした。



ワークルールセミナー（出前授業）を実施して

齊藤 和代（会津支部）

令和5年12月に会津工業高校（188名）と、猪苗代高校（32名）の2校でワークルールセミナーを実施しました。私にとっては今回初めての講師となりますが、以下ご報告させていただきます。

1. 事前打合せと準備

今回講師を引き受ける上で私が一番大切にしたいと思ったことは、「学生へ伝わるセミナー」でした。労働法や社会保障制度は内容も難しく、ただでさえ学生が聞いたことがない言葉ばかりなので、どうやったら学生に伝わるかということが最大の課題でした。スライドを流して難しい説明を読むだけという事は避けたかったので、どういう流れでどんな話をすれば学生達が話を聞いてくれるのか頭を悩ませました。

そのため、開催前に先生から「学生達に何を伝えたいのか、何を学んで欲しいのか」といった要望を聞いて、どのような内容にするか構成を組み立てました。資料は県会のPowerPointを使い、そこに独自のイラストやスライドを追加して、学生達が話に入って来やすいように工夫することにしました。県会のスライドは流れも決まっており、とても使いやすかったです。スライドの内容は講義時間に対してボリュームが大きいので、時間にあわせて詳細に説明する部分と、できるだけ簡略化する部分の強弱をつけることにしました。セミナー当日をイメージして時間を確認しながら、何度も口に出して練習を行うことで、時間配分や当日の学生達の反応などもイメージできたように思います。

2. セミナーの開催

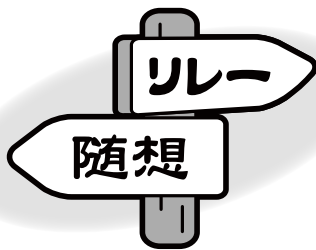
当日は、聞いている学生達の反応を確認しながら、話を進めていくことに気を付けました。セミナーの中で学生達に考えてもらう時間を作り、質問や意見を出してもらいました。また途中でクイズを出題したり、私が担当している顧問先の事例を交えながら説明をしていく中で、学生達からは時に笑いも起こり、和やかな雰囲気が進められたのが良かったです。最後の質問の時には、学生から労災や退職手続きなど具体的な質問がたくさん出たことにびっくりしました。私自身がセミナーを通して、学生からの率直な意見に触れられて、とても充実した時間になりました。

3. 年金セミナーとの協力

猪苗代高校は年金セミナーと同時開催でしたが、年金事務所との連携を図るのはとても良い機会だと感じました。学生達がそれぞれの専門分野の話を聞けることにより知識がより深まります。また、年金事務所の方とお互いのセミナーについて意見交換や情報共有もできてとても参考になりました。

4. 最後に

学校で1コマを確保することは大変なことだと聞きました。その貴重な時間を学生達にとって充実した時間になりたいと思いました。そして将来社会に出て悩んだ時に、相談できる場所があることを知って欲しいです。今回は学生達からパワーを頂いて、私自身が改めて労働法や社会保障を見直すきっかけとなりました。素晴らしい機会を頂きまして本当にありがとうございます。



「音楽はなが〜い友達」

橋本市朗 (郡山支部)



突然、長岡聡さんからいきなり「リレー随想」のバトンを渡されビックリ！まさか？と。目が点になってしまいオロオロしている郡山支部の橋本です。何を書いたらよいのか本当に迷ってしまいましたが、私の人生での長い付き合いである音楽の話の少しさせていただきたいと思えます。

私は趣味の一つとしてギターを嗜んでいます。俗にいうフォーク系です。現在は6人編成でのバンドで「ロッキーチャック」といいます。今年でこのグループ名になって50周年になります。今思えば続けられたのは何回かのターニングポイントがありますね。

まずはギターとの出会い。今から約59年前中学2年生になった頃一人の転校生が私たちのクラスに入ってきました。その彼がギターを持っていてつま弾いた時にギターの音にすっかり魅了されてしまいました。もう一人ギターに魅せられた親友とお互いお年玉など貯め、やっとギターを買い自己流ながら必死に親友と練習しましたね。フォークソングに魅せられ、中学からの親友と二人で自己流だったギターを20歳の頃本格的に基礎から習い始めました。

ターニングポイント二つ目は、1974年ギターの先生からフォークバンドコンテストがあるから出てみたらと勧められ、初めてバンド名を「ロッキーチャック」と決め申し込みをしました。今から50年前です。予選を何とか通り決勝の10組に入ることができましたが、決勝は残念ながら…翌年新たに1名加入し3人編成のバンドとしてオリジナル曲等を中心にライブ活動をあちこちで行うようになりました。

ターニングポイント三つ目は、1981年某TV局で情報新番組（毎週日曜日AM8：00～8：30）の話がありそのテーマソングを私たちのバンドに白羽の矢が立ち1年間歌わせていただき、又翌年には同じTV局の11：45～12：00までの主婦層向けの情報番組で毎月「今月の歌」として半年間オリジナル曲を歌わせていただきました。

ターニングポイント四つ目は2002年に、音楽活動をしている仲間と「福島県フォークソング

協会」という音楽団体を立ち上げました。当時、様々な方がフォークギターを楽しんでいましたが、なかなか自力でのコンサートをやる会場や機会が少ないので皆が集まってコンサートをできる会場設定や、お互いの交流を計り、音楽を楽しみながらレベルアップ等を目的として、設立当初7名でスタートしましたが現在は会員数約300名。県中、県北、県南、いわき、会津と5支部でコンサート等活動しています。

ターニングポイント五つ目は私たちの地元三春町に2003年に「三春交流館まほら」という多目的ホールが出来たことです（通称まほら）。大ホールは収容人員407名で決して多人数の収容人数ではありませんが音響も素晴らしいホールができました。オープンした年から私たちのホームグラウンドとしてコンサートを行い、その後2023年まで毎年1回。11月下旬か12月上旬に単独コンサートを行っています。コロナの影響で2回ほどできない年がありましたがトータル18回行ってきました。

2024年は11月17日(日)50周年記念コンサートを行います。考えてみますと本当に長い音楽との付き合いです。各ターニングポイントがあり、それぞれがたくさんの方々との出会い。音楽を通して幅広い友人が沢山できたことは継続していたことに対してのご褒美なのかもしれません。長い付き合いの音楽という友ともう少し一緒に歩いていこうと思っています。

次回のリレー随想は郡山支部の柳沼史恵会員にお願いいたしました。よろしく願いいたします。



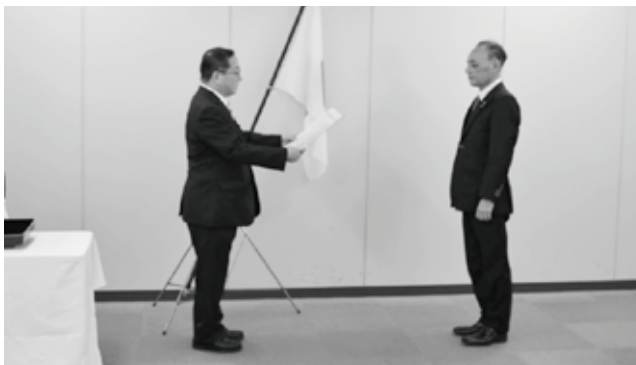
「情報・一番」

～表彰おめでとうございます～

[厚生労働大臣表彰]

宍戸宏行前会長が長年の尽力された功績により「厚生労働大臣表彰」を受賞されました。

12月4日に厚生労働省において厚生労働大臣表彰伝達式が執り行われ、その後、パレスホテル東京において連合会大野会長を交え祝賀昼食会が開催されました。



厚生労働大臣表彰伝達式（厚生労働省にて）



連合会会長との祝賀昼食会（パレスホテル東京にて）

[社会保険労務士制度創設55周年記念 全国社会保険労務士会連合会会長表彰]

令和5年12月2日付け社会保険労務士制度創設55周年を記念し、全国社会保険労務士会連合会会長表彰において、功労者表彰と感謝状が授与されました。

功労者表彰：県会役員3期以上

吉田昌樹、白岩裕和、村山敦子、加藤和志、草野智正、真船あい、田部良夫、
草野昌利、田中竜夫、榎田哲士、鈴木慎太郎、塩崎京子、菅野浩司

感謝状：歴代会長経験者

星 功、鈴木健夫、金子昌明、宍戸宏行

（順不同）

厚生労働大臣表彰を受賞して…



令和5年12月4日厚生労働省中央合同庁舎にて令和5年度社会保険労務士制度功労者

厚生労働大臣表彰伝達式がありました。当日は、私を含め7名の社労士が表彰されました。午前11時30分から関係職員同席のもと鈴木英二郎労働基準局長より表彰状が伝達されました。鈴木労働基準局長よりお祝いの言葉をいただき、厳粛な雰囲気の中滞りなく伝達式が終了しました。

その後会場を移してパレスホテル東京にて連合会会長・副会長とともに祝賀昼食会に参加させていただき、和やかな雰囲気の中充実した1日を過ごさせていただきました。

開業当時

平成元年12月1日に福島県社会保険労務士会に32歳で入会いたしました。

9年間のサラリーマン生活にピリオドを打っての開業でしたが、当時父親が社会保険事務所に勤務していた関係もあり、社会保険労務士という資格があることを知り、昭和59年の試験に合格し、翌昭和60年7月1日に登録をしました。当時は、社会保険労務士（以下「社労士」という）という資格も現在ほど企業には浸透しておらず、労務管理といっても会社にとってどんな仕事をしてくれるのか、そのようなところから経営者と話を始めていました。多分このころ開業した先生は、みな同じ経験をされながらクライアントの数を伸ばしていったのではないかと思います。会社在职時は、労務管理の経験はほ

宍戸 宏行 (福島支部)

ほなく、連合会の事務指定講習を受講しての開業だったので、2か月ほど先輩の社労士の事務所で勉強をさせていただきました。私が初めて参加した県会総会は、平成2年5月18日に開催された第12回通常総会でした。まだ社労士制度ができて12年ですが、手元にある「社会保険労務士法制定三十年のあゆみ」（平成10年12月19日福島県社会保険労務士会発行）を開いて歴史を紐解いてみると法定団体設立前の社団法人全国社会保険労務士会福島会第1回通常総会が昭和52年5月31日郡山市の郡山グランドホテルで開催されています。その後昭和53年12月1日に全国社会保険労務士会連合会が設立され、昭和53年10月5日の臨時総会において社団法人全国社会保険労務士会福島会の解散決議を行い、改めて同日福島県社会保険労務士会設立総会を開催し、明けて昭和54年5月22日に第1回の通常総会を開催し現在に至っています。当時の会員総数は、310名で事業計画の一文には「…会員の資質の向上と地位の確立を図り、社会の要望に応えてもって福祉社会に貢献することを目的として…」とあります。このころの事業計画書等を拝見すると当時の役員の方々のご苦労がしのばれます。

支部役員を経験して

平成5年4月から福島支部幹事として福島支部のお手伝いをさせていただくことになりました。社労士は、事務所を開業したとはいえ基本一人親方です。支部幹事をさせていただくことで、支部内に仲間ができ、いろいろな情報や関

係行政との接触の機会も増え、直接クライアントの契約にはつながりませんでしたが、社労士としての幅が広がりました。「感謝に敵なし、反省に卒業なし」このころ手帳にいつもこの言葉を書いて決しておごらず、仕事をいただいたことに感謝の気持ちを持つように心掛けていました。支部の仲間でソフトボールのチームを作り、仕事の合間に本気モードで練習をし、当時の社会保険事務所、安定所、監督署、他士業と試合をしたり、社労士仲間と毎年旅行に行ったりと懇親を深め、今振り返ると楽しい時代でした。今は支部役員になっていただくのが大変だという声を聞きますが、ぜひ積極的に支部のお手伝いをして頂けたらと思います。

特に支部事務局は大変ですが、一番情報が集まる場所です。すぐに自分の仕事につながることはありませんが、当時の自分は、自己鍛錬、自己修行と考えることで楽しんでいました。平成13年4月から2年間支部長をさせていただきましたが、多士業の方々と交流できたことは大変勉強になり、改めて社労士の使命に気づくことができました。

県会理事時代

平成13年6月から理事を経験させていただきました。県会には、今もそうですが、3つの常設委員会のほか、様々な委員会があり、いろいろな委員を経験させていただき、特に業務委員長時代は、県会の研修会についていかに充実した研修を企画するかいつも議論をしていたような気がします。また、総務委員長時代は、事務局が手狭になり、移転することになり、その候補地に奔走した記憶が蘇ります。最終的に現在の場所に決まり、理事会や会議をいつも場所を変えて開催していたわずらわしさが解消され、理事会をはじめ委員会も事務局で開催できるよ

うになり、執務室や印刷室も確保できるようになりました。

常任理事・副会長時代

理事時代は、佐藤健伍会長、鈴木健夫会長、金子昌明会長と3人の会長の下で会務のお手伝いをさせていただきました。この間社労士を取り巻く労働環境は激変していきました。平成19年6月から始まった年金記録問題は、国からの要請を受け、各自治体へ相談員を派遣し、また「年金特別便」の相談にあたりました。これがのちの街角年金センター福島の開設（平成22年1月）につながっていきました。さらに平成23年3月11日の東日本大震災を契機に県会一体となって復興に取り組んだことが、鮮明に思い起こされます。

鈴木会長を中心に役員はじめ県会会員全員が被災者支援活動にあたり、その後も10年間にわたり県民の復興支援活動にかかわることになりました。この2つの大きな出来事を通して対行政、県民に対する社労士の知名度（ブランド）と地位が飛躍的に向上したと思います。またその取り組みに役員としてかかわることができたことは、自分の社労士としての仕事観、人生観に大きな影響を受けたように思います。支部の役員もそうですが、県会の役員になることで、社労士としての目線の高さが変わります。役員になることについては人それぞれの考え方があるかと思いますが、役員会や委員会、また関係行政の中で自分の考え方を話すこと、また他人の考え方について自分はどう考えるのか、視点を変えるだけで様々な考え方、正義があることに気づくことは、社労士としてクライアントをはじめ将来様々な人とコミュニケーションを図る意味で間違いなく自分を成長させてくれると思います。クライアントである経営者に自分の

考え方や労働法の助言をいかに正確に理解していただくかまさにコミュニケーション力です。いろいろな場所でコミュニケーション力をつけるセミナーを開催していますが、やはり実践であると思います。ぜひ県会の会務にかかわっていただき社労士の発展に力を貸していただきたいと思っています。

県会会長時代

平成29年6月の通常総会で会長に立候補し選出されました。副会長時代も含めた16年間の理事時代に学んだことを会長に就任するにあたって事業を遂行するために4つのことを肝に銘じました。一つ目は、社労士ブランドを上げ地位の向上にかなうかどうか。二つ目は、その事業をするにあたってその動機に私心がないかどうか。三つ目は事業にあたってその事業は、法にかなない、理にかなっているかどうか、最後に損得ではなく、善悪で判断したかどうか。自問自答しながら事業を進めました。

会長に就任した翌年2月24日に福島労働局と働き方改革推進のための協定を締結しました。一昔前は、行政のお手伝いをする行政の下請け仕事と揶揄されることもありましたが、社労士会と労働局が働き方改革に対し、行政と社労士会が一体となった取り組みをすることで、社労士のブランドを上げひいては県内の中小事業主、何よりそこで働く労働者の待遇改善、働く環境の改善につながり、企業の永続的な発展につながるとの視点を持つことが重要と考え、理事会の承認を得ました。さらにこの協定の一つである年1回の労働局との業務検討会と称する意見交換会は現在も続けられ大きな効果を上げていると思っています。その翌年は、社会保険労務士制度制定50周年の大きな事業がありました。後世に残すため、また将来の社労士への

メッセージをどのようにするか、テーマは、「過去、現在、未来」としました。実行委員会を中心に平成30年11月20日に無事式典、講演会、レセプションを挙行できました。記念誌を作成するにあたって前記のテーマを念頭に多くの会員より寄稿をいただきました。

その後令和2年1月からはじまったコロナによるパンデミックにより会務の事業に多大な影響が出始めました。事業の停滞を最小限にすべく同年3月頃よりオンラインツールのZoomを事務局内で試行しながらオンライン研修ができたことについては事務局の迅速な対応に感謝しかありません。同時に雇用調整助成金を中心とする様々な相談に対応すべく福島県との災害協定に基づきホットラインを開通し、また事務局内にもオンライン等による相談を開始しました。令和2年、令和3年の事業については、閉塞感が漂う中での会務で集合研修も思うようにできず、会員みなさんにじかに県会の事業を伝えることも困難だったため令和2年4月の月間情報より巻頭に「会長メッセージ」を書くことにしました。令和2年9月の月間情報の会長メッセージを見てみると「…コロナ禍でできなくなったこと、コロナ禍でできること、コロナ禍だからこそできることがあります。」「百尺竿頭に一步を進む」という言葉がありますが、いろいろ従来のやり方では困難な時こそ前に進む決断と勇気が必要だと思っています。支部の運営も大変な状況とは思いますが、どうぞよろしく願いいたします。…」とあります。この年は、本当に社会がコロナ禍一色であったような気がします。

また、10年間続けてきた東日本大震災及び東京電力第一原子力発電所事故からの被災者支援活動、県内事業所、県民に対する復興支援活動の取り組みを令和3年11月に1冊の冊子として

発刊しましたが、これで終わることなく、災害に対する取り組みを連合会と共有することが今後でもできたらと思っております。

県会の会長は、連合会の理事になるわけですが、連合会においては、倫理委員会と研修委員会等を歴任しました。連合会の理事の経験は、全国の会長との交流等を通じて社労士、社労士会に対するそれぞれの考え方を広く聞くことができ、特に連合会が進む針路、取り巻く環境を知ることで、今後打つべき事業、連合会と歩調を合わせ事業を明確にすることができました。

将来の社労士像とは

だいぶページを割いてしまいましたが、6年間の会長、連合会の理事を経験し、また会長時代前の4年間の政治連盟会長時代も含めて、最後に今後の社労士像を考えたいと思います。働き方改革をはじめ35年前に開業した当時と隔世の感があります。急激な少子化高齢化の進展をはじめ企業、そこで働く労働者の取り巻く環境は、労働諸法令の改正も相まって激変しています。多様な働き方、多様な人材の活用、育児、介護、病気等との仕事との両立支援、人権に配慮した職場環境づくり。その中で最も大切なことは人材の定着キャリア形成といった人的資本への投資であります。社労士はまさにその人的

資本にかかわる仕事であり、これはいかにAIが進んでも変わらず我々社労士が果たすべき使命と考えます。一方でデジタル社会への対応についても対処していかなければなりません。今年より「国家資格等情報連絡・活用システム」を使ったオンライン登録が始まり、同時にマイナンバーがどの社労士の属性を導入する予定と聞いています。今年で制度制定55周年を迎えましたが、連合会のコーポレートメッセージである「人を大切にする企業づくり」から「人を大切にする社会」の実現に向けて社労士に与えられた責任はとて大きいと思います。

おわりに…

野心と志は違います。決しておごることなく、物事は伝えればよいのではなく、よく伝えようとする心がけを忘れずに、些細なことにも決して手を抜かないことをメッセージとして伝えたいと思います。最後になりますが、大臣受賞を機にこのような紙面を割いていただき心より御礼を申し上げます。感謝をするということは恩を返すことと思っています。これからは、たくさんの方々から受けた恩を社労士として社労士会へ、そして社会へ返していきたいと思っています。ありがとうございました。



いわき支部紹介



令和6年は、能登半島地震という大災害により始まることになりました。報道を見る限り、東日本大震災の記憶が蘇ります。被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

いわき市も令和5年9月に大雨の被害を受け、内郷一帯で河川の氾濫が起きました。復興は未だ道半ばにあります。少しでも被災された皆様の役にたてればと思っていますところ。

いわき支部では、東日本大震災の復興事業として、いわき市役所での無料相談会を毎月第3火曜日に行っております。1日1件、2件の相談になりますが、最近はハラスメント関係の相談が多くなっている気がします。また支部研修会を年3回企画し、会員の皆様への情報提供を行っております。(第1回令和5年9月22日、第2回12月8日、第3回令和6年2月16日予定)支部研修会では、タイムリーな企画とともに、基本に戻って、復習ができるような講座も予定しております。

支部報を年2回発行し、支部の活動状況等を支部会員の皆様にお知らせしています。(現在17号まで発行)新型コロナウイルスの影響でしばらく滞っていた長野県諏訪支部との交流事業も令和6年からは、新しい関係性を築けるよう情報交換をしていく予定です。

いわき市では関係五士業が集まり、いろいろなイベントを開催していましたが、新型コロナウイルスの影響により、ここ数年は活動ができない状態でした。令和5年11月17



加藤和志 (いわき支部)

日に五士業懇談会を行い、各士業の現状を話し合い、和やかな歓談のなか、お互いの研修会への講師派遣等を検討しました。

令和5年は、いわき支部の新しい力が活躍した1年でもありました。支部幹事に新しく3名が加わり、大平裕太郎事務局長には、お忙しいところ会務をこなしていただきました。

田村耕一幹事には、第1回支部研修会の講師、12月に行われた社労士会セミナーの講師を引受けていただきました。



馬上智美幹事には会計をお願いしております。斎藤昇子会員には第1回研修会で離職票について、大変解りやすい解説をしていただきました。新宅弘晃会員は県会理事として、各委員会で活躍しております。これからの社会保険労務士会の発展のため、引き続きご活躍をお願いいたします。



昨年11月22日に大変悲しい知らせが届きました。長年にわたり、いわき支部のためご尽力をいただいていた、小前典子会員が急逝されました。あまりに突然のことで、最初は現実を受け入れることができませんでした。小前様のご遺族、顧問先の皆様のお話しかからも、お人柄が偲ばれます。心よりご冥福をお祈りいたします。

令和6年は大変厳しい始まりとなりました。いわき支部では引き続き、法改正に則した研修会の開催、情報発信をしてまいります。

新 入 会 員 紹 介

1. 氏名 2. 住所 3. 入会年月日 4. 登録区分（開業・勤務等） 5. 開業事務所名又は勤務先名
6. 関係資格・特技など 7. 趣味・スポーツ 8. 社労士を目指した理由、抱負など



1. 須田 浩之

2. 郡山市虎丸町12-22
3. 令和5年9月1日
4. その他登録
5. 郡山医療生活協同組合
6. FP技能士（2級）

7. ・山登り：昨年は安達太良山、長野県と群馬県に跨る四阿山に登りました。今年は富士山に登りたいです！
・水泳：年間定期券を買って、郡山市の開成山プールに通っています。
・今年始めたいこと：芸術鑑賞、人に感謝

する習慣をつけること

8. 2022年の試験に合格後、事務指定講習を経て2023年9月1日付で登録した、須田浩之と申します。私が社労士を目指した理由は、何か専門的な知識を身に着けたいと思っていたことが主な動機です。医療業界で働いているため、周りにいる医師や専門職のように「誰かの役に立ちたい」と考えておりました。労働者、経営者から年金生活者まで、幅広い人の役に立てるような社労士になりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。



1. 舟橋 潤子

2. 郡山市若葉町3番25号
3. 令和5年11月1日
4. 開業
5. 若葉社会保険労務士事務所
6. 税理士簿記論、財務諸表

論、英検2級

7. 読書、北欧雑貨収集

8. 母が社労士でした。母の存命中は母が大変お世話になりました。その母から社労士を勧められ現在に至ります。

未熟ではありますが精進してまいる所存でございますので、ご指導ご鞭撻のほどどうぞよろしくお願い致します。



1. 星 裕 介
2. 須賀川市下宿町93
3. 令和5年12月1日
4. 勤務
5. 星経営労務事務所
6. 理学療法士

7. 12月からランニングを始めました。
8. 私は以前、東京都内で医療や介護・予防の分野で10年従事していました。当時担当して

いた経営者が抱えていた従業員の働き方や自身の健康に対する悩みを聞いたことや社労士である父から「今後は会社だけでなく、従業員の健康を守ることも重要」との考えに影響を受け、社労士を目指しました。

理学療法士・社労士として「従業員と会社がともに健康でイキイキとあり続けられる」よう健康経営に向けた支援をしていきたいと思えます。

お知らせ 全国社会保険労務士会連合会 “社会保険労務士向け”・“関与先企業向け”
「使用者賠償責任保険制度」のご案内 (使用者賠償責任保険・雇用関連賠償責任保険) 関与先企業向け サイバーリスク保険 募集中!!

●従業員が業務上の事由または通勤途上のケガや病気により労災認定されたことに伴い、使用者が法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償責任を補償します。●労災認定を受けない場合であっても、セクハラ・パワハラ等の侵害行為により発生した精神的苦痛（それに起因する身体の障害を含みます。）または自由・名誉・プライバシーの侵害に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

●お問い合わせ先(提携募集代理店): 東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)公務広域法人部
〒104-0033 東京都中央区新川1-8-6 秩父ビルディング6階
・電話番号 フリーダイヤル 0120-015-466 IP電話からは03-4332-4010(受付:平日9時~17時)
・専用サイト <https://www.web-tac.co.jp/sharoushi/>

※保険の内容は、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)」のWEBサイトをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししております。保険約款により、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。

【事務幹事代理店】有限会社エス・オール・サービス(TEL 03-6225-4873)
【引受保険会社】東京海上日動火災保険株式会社

TAC 使用者賠償責任保険 で 検索

2024年1月作成 23TC-007079

社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内


保険期間 2023年12月1日午後4時~ 2024年12月1日午後4時

ご加入にあたっては、申込Webサイトよりお手続きください。申込Webサイトへは(有)エス・オール・サービスHPからアクセスできます。※サイバーリスク保険(特約)も好評販売中!
毎月中途加入可。毎月1日~25日申込締切・翌月1日補償開始 ※11/1加入のみ10/15締切

取扱代理店 有限会社エス・オール・サービス ☎ 03-6225-4873
引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社)広域法人部法人第二課 ☎ 03-3515-4153
三井住友海上火災保険株式会社(非幹事保険会社)

※この保険は、全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、社会保険労務士開業会員等を被保険者とする団体契約です。詳細は保険約款(WEB約款。東京海上日動火災保険(株)お申込みWebサイトよりご覧ください。)により、ご不明の点がありましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

有限会社エス・オール・サービスホームページ <https://www.sr-service.jp>



支 部 だ よ り

福島支部

8月28日 支部会報第80号発行

9月22日 (福島テルサ)

市民無料相談会最終打ち合わせ

菱沼生美支部長、佐藤龍樹事務局長

出席2名

10月16日 (コラッセふくしま5階)

第2回支部研修会

参加者 39名

- (1) 『キャリアアップ助成金 (正社員化コース) 及び両立支援等助成金 (出生時両立支援コース、介護離職防止支援コース) について～助成金の活用と留意点等～』

講師：福島労働局職業対策課

松本さおり 様

福島労働局雇用環境・均等室

臼井 志穂 様

- (2) 『岩崎仁弥先生に学ぶ！就業規則作成のカンドコロ 2～みなさんの不安を解消します～』

講師：株式会社リーガル・ステーション

特定社会保険労務士

岩崎 仁弥 様



10月29日 (コラッセふくしま3階)

第30回市民無料相談会

協力会員 5名

相談件数2件 (年金1件、労務問題1件)

士業全体の相談件数は89件

第30回 市民無料相談会

令和5年 10/29日 (予定不変)
AM10:00～PM4:00 (受付終了時刻 PM3:30)

コラッセふくしま3階 企画展示室

相談内容

不動産鑑定士関係 不動産の取引の適否、鑑定、買取りの相場算出、土地の権利関係の整理、土地の権利関係の整理	行政書士関係 各種行政手続の代行 (代官申請、申請代行) に関する手続の代行 (申請代行) 代行
社会保険労務士関係 労務管理、社会保険加入の手続き (年金、健康保険)	司法書士関係 遺言、遺言執行、遺言の作成、遺言の執行、遺言の執行
税理士関係 税務相談、税務申告、税務の相談、税務の相談	土地家屋調査士関係 土地の権利関係の整理、土地の権利関係の整理
弁理士関係 特許の相談	

協賛：福島県不動産鑑定士協会 TEL.024-931-4360



11月17日 (福島テルサ)

市民無料相談会報告会

菱沼生美支部長、佐藤龍樹事務局長

出席2名

12月8日 (チェンバおおまち)

第4回幹事会

- ① 当年度予算執行状況の報告
- ② 第2回研修会振り返り、第3回研修会
研修内容・講師について
- ③ 支部定時総会申し送り事項について
(規定等)
- ④ 支部会報(発送時期、内容等)について
- ⑤ 「市民無料相談会」のご報告
- ⑥ その他

【令和5年度 福島支部活動状況】

社会保険・労働諸法令に関する唯一の国家資格者としての資質をさらに向上すべく、福島支部では毎年3回の研修会を実施している。新型コロナウイルス感染症も一定程度の落ち着きを見せたこともあり、今年度は初心に立ち返り、講師を招いての集合研修方式に決定し、実施した。

また、研修会の内容についても、幹事会で積極的に意見を出し合い、専門分野で活躍している社会保険労務士等を講師として招きつつ、独自性のある研修会を企画・立案することに努めている。今年度も昨年度から採用された新しい試みとして年間を通じて一つの共通したテーマを扱うこととし、より深くより専門的に学ぶことを目的とした。

研修会を通じ、社会保険・労働諸法令などに対し幅広い視点を持ち、中小企業が直面している人事・労務問題に対応できるようにしていきたい。

例年開催されていた県北士業協議会の「無料相談会」のイベントは昨年度は3年ぶりの開催となり、今年度も引き続き2年連続で実施され、他士業との交流の機会を持つことができた。なお「情報交換会」においては4年ぶりの開催となり、他士業との有意義な交流の場となった。

会員の皆様には引き続きご理解ご協力いただき、有意義な事業執行ができればと考えている。

郡山支部

9月15日 (郡山ビューホテルアネックス)

第1回支部研修会・懇親会

講師【運送業の労務管理について】

赤坂 利彦 会員

【助成金とは? & 離職理由基礎知識、

社労士ダークサイドに落ちないために】

特定社会保険労務士

岡 佳伸 先生

参加者：66名 (他支部 8名含)

10月13日 (白河年金事務所)

白河年金事務所行政挨拶

出席：田中竜夫支部長、真船あい副支部長

(2名)

- ・所長訪問および電子申請利用の報告等

10月15日 (白河市図書館)

年金労働問題無料相談会 (in 白河)

相談員：5名派遣

- ・相談案件 9件 (労働・社会保険関係、ハラスメント問題)

10月26日 (オンライン ZOOM)

支部業務委員会

出席：御代田裕介、赤坂利彦、角田美恵子、
鈴木聡美、事務局 (5名)

- ・第2回支部研修会の開催について

11月11日 (郡山市労働福祉会館)

第19回五士業合同無料相談会開催

相談員：4名派遣

社労士相談案件 0件 (労働・社会保険関係)

※社労士案件以外の方にも社労士制度をPRできる絶好の機会となっていますので、今後もこのような活動を通して引き続き、社会保険労務士制度の啓発・広報活動に力を入れていきたいと考えております。

12月22日 (ビッグアイ郡山/郡山ビューホテル)

第2回支部研修会・懇親会

デジタル化プレゼンテーション

【タッチオンタイムについて】

株式会社デジジャパン

【就業規則のデジタル化について】

株式会社KiteRa

講師【人材を引き寄せる求人票の書き方】

～社労士としてのハローワークを
活用した採用支援とは～

社会保険労務士

五十川将史 先生

参加者：40名（他支部 3名含）

1月26日（オンライン ZOOM）

第3回支部役員会

- 支部活動報告（業務委員会、企画委員会、広報委員会）
- 郡山労働基準監督署庁舎移転に伴う、架台名札作製について

2月予定（オンライン ZOOM）

第3回業務委員会

- 第3回研修会開催について



講師：藤川久昭弁護士



研修会後の懇親会（前列中央：藤川弁護士）

会津支部

9月26日 社会保険労務士無料相談会

（会津稽古堂）

担当：鈴木荘太郎会員、鈴木淳会員

9月27日 「会津支部だより」発行

11月17日 第2回研修会（会津稽古堂）

17名参加

講師 弁護士 藤川 久昭 様

「最近の重要最高裁判決」

1. 割増賃金
2. LGBTQ対応
3. 定年後再雇用と賃金
4. 労働契約の合意解約

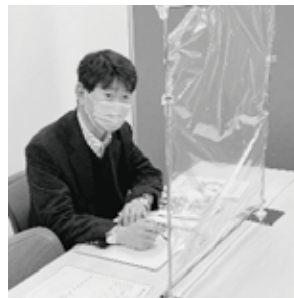
11月17日 第3回役員会（同会場）

6名参加

第3回研修会及び次期役員・支部総会日程等

11月28日 社会保険労務士無料相談会

（会津稽古堂）



担当：庄司義信会員



担当：真船茂会員

【今後の社会保険労務士無料相談会】

協力予定会員

1月23日 吉田守会員、鈴木淳会員

3月26日 吉田守会員、鈴木淳会員

【今後の支部行事予定】

2月16日 第3回研修会および新年懇親会・第4回役員会

いわき支部

活動報告（令和5年8月～12月）

○支部研修会

9月22日、いわき市生涯学習プラザ中会議室にて、令和5年度第1回支部研修会を開催しました。行動制限が緩和されたことに伴い対面形式で開催し、会員19名が参加しました。第1部では、職安での勤務経験もある齋藤昇子会員から「雇用保険申請の実務」と題して、離職票の書き方を中心に解説を頂きました。第2部では、田村耕一会員から「時間外上限規制」と題して、2024年4月に適用が迫った建設業や自動車運転業務、医師の働き方改革への対応について解説頂きました。研修会終了後の講師を交えての懇親会にも多くの方々のご参加を頂きました。

続いて、12月8日、いわき産業創造館IT研修室にて、第2回支部研修会を開催しました。今回は会場参加のほかZoomによるライブ配信を併用しての開催となり、会場参加20名、Zoom参加12名の合計32名が参加しました。講師には、年間40件以上の講演実績をお持ちの杜若経営法律事務所弁護士 友永隆太様をお迎えし、約3時間に亘ってご講義を頂きました。講義では「社労士の実務でよくある相談事例への対応」と題して、休職、試用期間、問題社員対応など、対応を誤ると重大な労使トラブルに発展しやすい

事柄について事例を交えて丁寧に解説して頂きました。研修会終了後の懇親会には、講師の友永先生にもご参加いただき、有意義な時間を共有することが出来ました。

○五士業連絡協議会

11月17日、いわきワシントンホテル椿山荘にて、いわき五士業連絡協議会の懇親会が開催されました。新型コロナウイルスの感染拡大以降、五士業による相談会が中止となっており、本年度の担当幹事会である税理士会様より、まずは懇親会から再スタートしましょう、との発案での懇親会開催でした。当支部からは6名が参加し、お酒を交わしながら、名刺交換や支部の紹介をさせて頂き、親睦を深めました。

【実施済み】

8月29日 第3回幹事会（オンラインZoom）
出席 幹事8名

9月22日 第1回支部研修会
（いわき市生涯学習プラザ）

第1部「雇用保険申請実務について」

講師：齋藤 昇子 会員

第2部「時間外上限規制について」

講師：田村 耕一 会員

参加者19名

10月31日 第4回幹事会（オンラインZoom）
出席 幹事8名

11月17日 いわき五士業連絡協議会懇談会
（いわきワシントンホテル椿山荘）

参加者6名

12月8日 第2回支部研修会
（いわき産業創造館）

「社労士の実務でよくある相談事例への対応」

講師：弁護士 友永 隆太 先生

（杜若経営法律事務所）

参加者32名

【今後の予定】（令和6年1月～3月）

1月25日 第5回幹事会（オンラインZoom）

2月16日 第3回支部研修会

講師（予定）

- ① 会津支部 渡部 翔太 様
- ② 弁護士法人湊法律事務所
湊 一将 様

【通年開催中】

いわき市 無料労働・年金相談所

毎月第3火曜日（いわき市役所内）

（※東日本大震災復興支援事業の一環として実施）



第1回支部研修会



第2回支部研修会

相馬支部

9月26日（火）支部研修会を南相馬市情報交流センターにて開催しました。参加者は9名です。

研修会は2部構成とし、前半は年金事務所より、後半は労働基準監督署より講師をお招きしました。講師とテーマはそれぞれ次のとおりでした。

「社会保険適用拡大について」

講師：相馬年金事務所

厚生年金適用徴収課

課長代理 本澤 裕次 様

「建設業・運送業の2024年問題」ほか

講師：相馬労働基準監督署

監督・安全課長 猪股 栄以 様



同日、支部の情報交換会を開催し、支部長より、鈴木会員が相馬支部初となる県政治連盟会長に就任したこと、綱紀委員会委員に蓬田会員を推薦したことを報告し、支部会員の協力により県会総会が無事開催されたこと、会員の慶弔や行政の人事異動、行政より支部あてに要請や案内のあったこと等を伝達いたしました。行政からの要請、支部の運営等について質疑も行われました。

12月9日（土）相馬歯科医師会様より、ハラスメントと最近の労務管理に関する法改正等の研修会の要請があり、同日、南相馬市のホテルラフィーフで開催しました。鈴木会員が講師を担当され、制度説明のみならず、Q & A形式を用いた参加型研修により、相馬歯科医師会会員の方々も、問題意識の向上に十分資することができたと好評でした。

●●● 会 員 異 動 状 況 ●●●

(R5.9.1現在■)

1. 入 会 者

氏 名	事務所名又は勤務先	事務所又は勤務先所在地	電話番号 FAX番号	支 区 部 分	入会月日
舟橋潤子	若葉社会保険労務士事務所	郡山市若葉町3-25	024-991-5810 024-922-4429	郡開山	5.11.1
芳賀洋希				郡勤山	5.11.1
星裕介	星経営労務事務所	須賀川市下宿町93	0248-76-5779 0248-72-7521	郡勤山	5.12.1

2. 退 会 者

氏 名	事務所名又は勤務先	事務所又は勤務先所在地	区 分	退会月日
小前典子	小前社会保険労務士事務所	いわき市中央台鹿島2-22-4	いわき開業	5.11.22
青木宣和	古川電子株式会社	いわき市好間町上好間小館20	いわき勤務	5.11.30 東京会へ

3. 異 動 ・ 変 更 等

※住所変更は除く

氏 名	変 更 事 項	変 更 内 容	変 更 月 日
篠木健一	事務所名称	ふたば社労士事務所	5.10.1
菅野峻太	事務所所在地	福島市南町301-1 サザンピアV2階	5.11.24
ファーマリーア社労士法人	事務所所在地	福島市南町301-1 サザンピアV2階	5.11.24
相場静江	事務所所在地	郡山市西ノ内二丁目11-5 ネオハイツ西ノ内901 細谷様方	6.1.16
新宅弘晃	区分(勤務→開業)		6.1.24

4. 会 員 の 現 況

	福 島	郡 山	会 津	い わ き	相 馬	合 計
開 業 (法人社員含む)	72	113	38	57	17	297
勤 務 等	21	27	10	7	1	66
計	93	140	48	64	18	363
法 人	5	14	1	4	3	27

計 報

令和5年11月22日 逝去 いわき支部 小前典子 会員(開業)

平成17年11月1日入会

平成19~22年度 電子化推進特別委員会 委員

平成23~24年度 電子化推進特別委員会 副委員長

平成29~30年度 電子化推進特別委員会 委員

謹んでご冥福をお祈り申し上げます

編 集 後 記

毎日寒い日が続いております。今年は辰年です。厄年表において私は八方ふさがりの年になります。どうやら新しい事に挑戦するのはあまり良くない年であるため、これまでにあるものを見直したり、次の新しい事に備えたりする年(勉強OK)との事でした。霊波を勉強している方に言わせると、ウサギ年に色々なものを断ち切れた人は辰年に良い流れが発生するため、飛躍の年となるそうです。とにかく生きる、ってことですね。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。(S. E)

Windows10のパソコンの調子がかなり怪しくなったため、昨年暮れにパソコンを新調しました。昔に比べてクラウド等があるので、データの引っ越しは簡単なのですが、メール等の設定に四苦八苦。パスワード何だったっけ…。迷惑メールの山を消去しながら、セキュリティの重要さを改めて考えさせられています。(K. K)

もうすぐ3歳になる息子の語彙力の向上が凄まじいです。つい最近、自分の名前をはっきり言えるようになって、とても嬉しそうにはしゃいでいました。怒涛のイヤイヤ攻撃に振り回される日々ですが、これも成長だと思えば微笑ましいものです。まさか「となりのトトロ」や「魔女の宅急便」を観て号泣する日が来るとは思いませんでした。(Y. M)

元旦の地震ではこちらも相当揺れましたが、皆様は無事でしたでしょうか？正月ぐらひは

避けてほしいところですが、人間の都合に自然が合わせてくれるわけもなく、いつ災害が起きても不思議ではないことを見せつけられた思いです。さて、福島県社労士会では、当会独自のキャッチフレーズを募集しております。福島県会ならではの魅力あふれる楽しいキャッチコピーの応募をお待ちしております。併せて、「社労士ふくしま月間情報」の名称も募集いたします。詳細は募集記事をご覧ください。(T・K)

先日、「日本一早い山開き」として知られる鹿狼山へ16年ぶりに登ってきました。

頂上から目の前に広がる新地町今泉新港の光景は、当時の面影もなくなり、東日本大震災の様相が残っていました。

能登半島地震で被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

このような自然災害を遭われた方々には、一日も早い復旧・復興をお祈りしています。

(A. M)

今年は役員改選があり、初めて広報委員会に携わらせていただきました。不慣れではありましたが、なんとか1年間駆け抜けることができました。会報を通して皆さんに色々お知らせができたことはいい経験となりました。また、私からの急な依頼に快くご対応頂いた鈴木聡美先生にはこの場を借りて感謝申し上げます。誠にありがとうございました。(T. N)

会員の皆さまへ

福島県社会保険労務士会のキャッチフレーズと 「月間情報」の名称を募集します！

私たち社会保険労務士は、事業主や働く人達の身近なパートナーとして地域に根ざした活動をしています。その活動を広く知ってもらうために、福島県会にふさわしいキャッチフレーズを募集します。採用されたキャッチフレーズは、県会のホームページや印刷物等で活用させていただきます。併せて、毎月発行している「社労士ふくしま月間情報」の名称も募集します。

キャッチフレーズ

- 20文字程度のオリジナルのもの
- 社会保険労務士を親しみやすくPRするような内容
- 最優秀賞（1名）には10,000円、優秀賞（数名）には5,000円

「社労士ふくしま月間情報」の名称

- 10文字以内のオリジナルのもの
- 最優秀賞（1名）には5,000円、優秀賞（数名）には3,000円

応募方法：作品に支部名と会員名を必ず併記のうえ、Googleフォーム、あるいは
県会事務局あてに郵送かFAXにて受け付けます。

Googleフォーム：<https://forms.gle/9bv2jYPpsTzKGUKY7>

締め切り：2月29日(木)必着

選考方法：広報委員会で候補を絞り込み、理事会で決定します。

発表・表彰：採用された場合は、6月の県総会にて発表し、受賞された方の表彰をいたします。
採用されなかった場合でも、優れた作品はホームページや会報等で紹介することがあります。



会報 社労士ふくしま No.121

令和6年2月15日発行

発行所 福島県社会保険労務士会

〒960-8252

福島市御山字三本松19-3

TEL 024-535-4430

FAX 024-534-5432

発行責任者 会長 吉田 昌樹

編集 広報委員会

印刷所 陽光社印刷株式会社

社労士業務支援システムのスタンダード
あなたのオフィスへ、革新的な効率をご提供

Shalom

社会保険・労働保険の煩雑な申請手続きを大幅に効率化します。
高セキュリティのクラウドサーバーを採用したクラウドサービスです。



社労士サイトはこちら

◀[期間限定] お得なキャンペーンも実施中!

イベント開催のご案内

社労士サミット2024

Labor and Social Security Attorney Summit
地方に広がる顧問先DXと「FOREVER」でひらくSR DXの未来

[主催] 株式会社エムケイシステム

オンライン・オフライン*同時開催 参加費無料 事前申し込み制

※オフライン(現地)参加は席に限りがありますので、お問い合わせください。

3.22 金 [開場] 9:30
[開演] 10:00-17:00

ステーションコンファレンス万世橋4F
(東京都千代田区神田須田町1-25 JR神田万世橋ビル4F)

社労士事務所が生き残る上で重要なポイントとなる「DX」。デジタル化が当たり前の世界は目前です。同時に中小企業もDXが課題となり、それを解決できるのが社労士です。今回のイベントでは、社労士業界の最前線で活躍されている先生方に社労士事務所と顧問先の今すぐ使えるDX事例をご講演いただきます。

詳細とお申込みはこちら



<https://www.mks.jp/shalom/lp/summit2024/>

東京オフィス 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-10-4 オークラ プレステージタワー 18F

MKS 株式会社 エムケイシステム

全国47都道府県の
求人・人材支援

企業と人材を結ぶエキスパート

「働く」と雇用をサポート

- 1 離職する従業員の方の再就職をサポート
- 2 人材を確保したい企業をサポート
- 3 「キャリア人材バンク」で高齢者の再就職をサポート
- 4 雇用を維持するための在籍型出向をサポート
- 5 社員の人材育成やキャリアアップの出向をサポート
- 6 研修やセミナーで社員のスキルアップをサポート (有料)



マンガ再就職支援



マンガキャリア人材バンク

費用は無料

公益財団法人 産業雇用安定センター 福島事務所

〒960-8031 福島市栄町6-6ユニックスビル7階
TEL:024-523-4520 FAX:024-523-4521
E-Mail: fukushima-j2@sangyokoyo.or.jp

www.sangyokoyo.or.jp

産業雇用 検索



社会保険労務士
サポートシステム

PSD社会保険労務士

e-Gov 電子申請 API
マイナポータル API

V9 New リリース

新バージョンV9リリース！
帳票の大量追加や画面が見やすく！

様々な給与ソフトと連携

あなたの事業コンシェルジュへ

給与計算システム

弥生 **給与奉行**

PCA 給与シリーズ

PCAクラウド 給与
PCAサブスク 給与

NX-PRO ACELINK

給与大臣 NX



ソフトから 直接申請出来ます

e-GOV

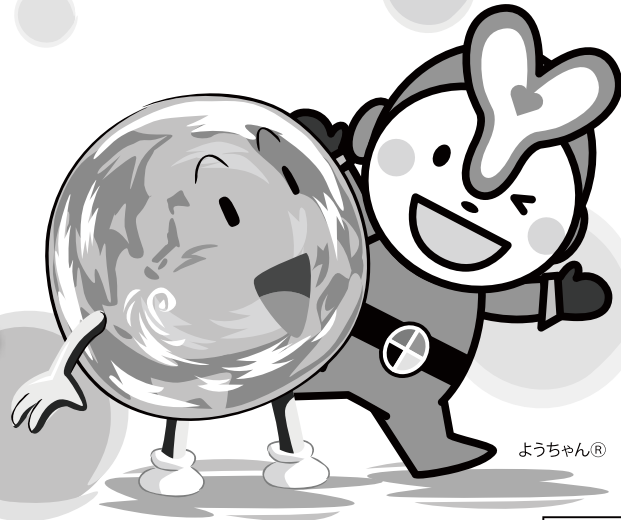
マイナポータル

gBizID

○製品に関する詳しい内容は電話・FAX・メールにお気軽にお問合せ下さい

株式会社パシフィックシステム TEL : 03-5572-6700 FAX : 03-6807-4588 メール : info@psd-soft.com

陽光社は
未来につながる
エコ活動に
取り組んでいます



New Qualityの世界へ

YOKOSHA

陽光社印刷株式会社

〒960-0112 福島市南矢野目字萩ノ目裏1-1
TEL 024-553-4600
FAX 024-554-4420

陽光社公式SNS
QRコード▶



E-mail info@yokosha.co.jp <https://www.yokosha.co.jp>

エコアクション21 福島県認証第1号

10190130(10)

エコアクション21
®環境省
認証番号0000015

社労士の集客力を強化!

社労士サーチ.com

登録
無料

顔写真
掲載

掲載
無料

高い
信頼性

豊富な
情報量

検索
上位

社労士と企業をつなげる 日本最大級の社労士専用検索サイト

「社労士サーチ」のココがすごい!

集客力がすごい!

「社労士サーチ.com」は社労士と企業の最適なマッチングをお手伝いするサイトです。今も昔も、社労士事務所にとって、「新規のお客様へのアプローチ」は、最大の関心事。時代の流れもあり、「WEB経由の問い合わせを増やしたい」と考える方も多く、ホームページやSNSの活用は、集客・マーケティングを考える上で、もはや不可欠です。

使い勝手がすごい!

WEB経由の反響を増やすには、コンテンツの力である情報量や信頼性と、ユーザビリティ(利用者立場の使いやすさ)の2つが満たされる必要があります。「社労士サーチ.com」は、10年以上の運用実績と日本最大級の登録社労士数を誇り、利用者の要望に沿った機能や情報が盛り込まれた、オンリーワンの検索サイトです。

情報発信力がすごい!

「社労士サーチ.com」はWEB検索で常に上位検索となるよう工夫されていますので、単体での掲載だけではなく、ご自身のホームページへバックリンクさせることで、相乗的にSEO(検索エンジン最適化)対策と、多方面からの入り口が生まれます。さらに、リアルな声と複数写真やインタビューの掲載で、しっかりアピール出来ます*。

*プレミアム掲載のみ

登録料・掲載料は一切いただいておりません! 掲載をご希望の場合は、お気軽にお問い合わせください!!



中小企業福祉事業団

〒111-0036
東京都台東区松が谷 1-3-5 JPR 上野イーストビル2階
TEL: 03-5806-0298 MAIL: info@chukidan-jp.com

社労士サーチ.com





働き方改革対策

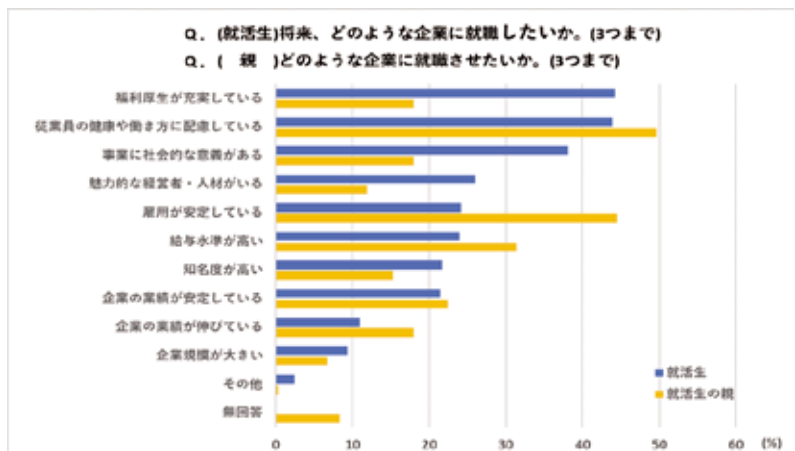
働き方改革労務診断・従業員意識調査のご案内

・・・人材の確保・育成・定着のために・・・

最低限の労働条件が確保され、また、労働分野において必要と思われる企業の社会的責任が履行されることで、雇用される労働者等の福祉の向上につながります。これにより、当該事業所における従業員満足度が向上し、人材の確保・育成・定着が促進され、企業としての品質・サービスの質が向上、企業の健全な発展につながります。



厚生労働省が認定している様々な優良企業マーク



経済産業省「健康経営の労働市場におけるインパクト調査」2016年

《働き方改革労務診断》

労務管理上の事項等を定めた諸規程や管理の実態等（コンプライアンス）が基準に則っているかどうか、労働分野における社会的責任等（CSR）の実態が企業としてその社会的責任を果たし、企業価値の向上につながっているかを確認します。

それに基づいて評価を行い、評価結果と改善案を提示します。

《従業員意識調査》

法令を守るだけでなく、事業主が目指すものを従業員が理解しているか、従業員が働きやすい職場であるかアンケート調査することで、従業員の考えていることを把握し、必要な対策が見えてきます。 ※従業員意識調査は無記名で行います。

- 調査項目 ①企業理念 ②職場風土 ③人間関係
④労働条件 ⑤仕事と評価 ⑥キャリア形成支援

従業員が「ずっとここで働きたい」と思えるような会社を作りましょう！

「人を大切にする企業」づくりから「人を大切にする社会」の実現へ
福島県社会保険労務士会